

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
19	1	P4	改訂案p4 公共建築工事における 工期設定の 基本的考え方(本文)	記載なし	「補助金等の適用による、施工出来高認定の撤廃、あるいは、適切な工期の設定に伴う出来高の認定」を追記	公共工事等で補助金が適用される場合、工事途中に出来高認定を受けるが、工事の工程や特性を考慮していない出来高を求められ、緩急の激しい工程になる場合がある。	日本建築士会連合会	※P10ポイントで対応 ご提案の補助金等における出来高の確認は、契約条項により、工事の進捗状況を踏まえ、対応するものと想定され、「1. 調査及び設計段階」及び「2. 工事発注段階」で対応するものでありますが、P10ポイントにおいて以下のように修正します。 「…想定される場合には、債務負担行為 [*] を活用すべきである。」 ※債務負担行為は、工事の出来高を考慮したものとなるよう注意する。」
38	2	P8	改定案p8 第2【1.調査 及び設計段階(3)】 参考事例・ポイント	記載なし	参考事例:設計図書で建築と電気、設備間での整合が悪く天井内で設備が納まらず、全面的な経路、配置を見直し、施工開始が遅れたポイント:設計図書完成前に建築、電気、設備間の調整を重ね合わせ図作成などを行い確認する	左記が、現実にも発生し問題になっている事例である。	日本建築士会連合会	ご提案を踏まえ、建築工事と設備工事の設計図書間の不整合防止について、設計業務受託者による十分な確認について、二つ目の事例のポイントに追記しました。「建築工事と設備工事等の関連工事の設計図書間に不整合がないよう、設計業務受託者にチェックポイントを示すなどして十分な確認を求めるとともに、」
39	3	P8	改定案p8 第2【1.調査 及び設計段階(3)】 参考事例・ポイント	記載なし	参考事例:地盤調査の精度が悪く(ボーリングのポイント不足)実施工時に設計指定の長さの杭では支持層に到達しない事が判明したポイント:建物の規模に応じて適切な地盤調査を行う)	左記事例は、起こりがちな問題でしかも工期への影響が大きい。 p12でも記載があるが、本来は設計時にきっちりと整える必要のある問題	日本建築士会連合会	※P12ポイントで対応 ご提案を踏まえ、地盤状況等の把握に必要な調査の実施について、1つめの事例のポイントに追記しました。「当該敷地の地下水の有無、地盤の状況等の把握に必要な調査を実施するほか、」 また、12ページの事例も、調査が不十分であったという課題について追記しました。 「契約締結後、地層の変化が大きく、調査が不十分であったことがわかり、追加調査と杭の変更のために、工期延期の必要が生じた。」

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答	
40	4	P8	改訂案p8 1.調査及び設計段階 (3)	ポイント:・・・可能な限り施設の現況を把握した上で設計図書を作成しなければならない。	「現地調査が不可能な場所がある場合は、その旨を明記し、施工段階で確実に調査が行えるよう、調査期間等の確保を行う。」を追記	調査済みと未調査の範囲が不明確な場合、受注者がすべて調査済みと誤解しやすい。また、部材の除去等が必要な未調査部分は、受注者に実施してもらうしかなく、通常よりも時間が必要となる。	日本建築士会連合会	※ P12 ポイント で 対応	改修工事などにおいては、どうしても工事段階で対応することもあり、あくまで、設計段階で「可能な限り」対応することの事例及びポイントとしています。 ご提案は、施工段階での事前調査として重要な事項であり、「P12の3. 入札契約段階」までに、施工条件として示す必要がありますので、参考とさせていただきます、P12の2つめの事例のポイントを、次のように修正しました。 「工事の施工条件、施工手順その他工事に影響する事項（敷地や建物調査結果等）は、 <u>適切に調査を行い、建設業法の改正(令和元年6月公布)において工期に影響を及ぼす事象に関する情報提供について規定されたことを踏まえ</u> 、入札契約段階で可能な限り明示する必要がある。」
42	5	P8	改訂案p8 1.調査及び設計段階 (3)	ポイント:建築工事と設備工事の設計図書間に不整合がないよう図面審査を確実に行わなければならない。	「建築と設備、その他の工事で関連する設計図書間に不整合が無いよう、設計図書の完成前に建築、構造、設備、その他関連する図面間の整合を、重ね合わせ図作成などにより確認し、要件に適合しているか図面審査を確実に行わなければならない。」に修正	設計図書の図面間の不整合や、発注者との要件不整合等が工程に与える影響は大きく、十分な検証と設計図書の精査時間が必要である。	日本建築士会連合会		ご提案の内容は、「設計図書間の不整合」が生じないよう設計者が取り組むことであり、現行の内容に含まれているものと考えています。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
45	6	P9	改訂案p9 2.工事発注準備段階(1)	記載なし	「参考事例: (発注者から提供される) 地盤調査の精度やボーリングの個所数が不足し、設計図書に記載された杭長では支持層に到達しない事が判明した。 ポイント: 地中の状況は適切に把握することが難しく、建物の規模や用途に応じて適切な検討が必要であり、十分な地盤調査に基づく情報が必要である。」を追加	過去にもトラブルの多い内容だが、解決が非常に難しいうえに、事前防止も難しい問題。 地盤情報は発注者が提供することになっているが、不足する事例が多い。情報不足か施工ミスか、責任の所在も不明確になりやすく、十分な調査・検討時間を確保すべきである。	日本建築士会連合会	P12 参考事例及びポイントで対応 ご提案の内容は、重要な事例で、「1. 調査及び設計段階」において、しっかり対応するものとしています。 地盤調査結果を踏まえ杭の施工を行った結果、実際に支持層が違う場合、施工管理上の対応であり、杭の施工期間において対応するものと想定します。 なお、地盤調査結果などは、「3. 入札契約段階」までに、施工条件として示すものとしていますが、ご提案を踏まえ、P12の二つ目の事例を次のように一部修正します。 「P12二つ目の事例 (参考事例) 設計図書にボーリング調査結果の一部のみを示し、ボーリング調査結果の質問に対しても図面によると回答したが、契約締結後、<u>地層の変化が大きく、調査が不十分であることがわかり、追加調査と杭の変更のため、工期延期の必要が生じた。</u> (ポイント) 工事の施工条件、施工手順その他工事に影響する事項(敷地や建物調査結果等)は、<u>適切に調査を行い、建設業法の改正(令和元年6月公布)において工期に影響を及ぼす事象に関する情報提供について規定されたことを踏まえ</u>、入札契約段階で可能な限り明示する必要がある。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
47	7	P10	改訂案p10 2.工事発注準備段階 (2)	記載なし	「参考事例:当初単年度で終了する予定の工事であったが、着工後の条件変更(設計変更や異常気象など)により工期が遅延したが、翌年度にはできないとの発注者からの要請から、24時間の突貫工事となり、現場閉所計画も実行できなくなった。 ポイント:予算執行に関する条件ではあるが、受注者に起因しない条件変更も生じることもある。」を追加	単年度での予算管理による弊害ともいえるが、当初から長め(複数年度)の事業計画とし、昨今の異常気象などへ対応する時間を考慮する必要がある。	日本建築士会連合会	ここでは、適切な工期を設定するために、年度をまたぐ工期が想定される場合、債務負担行為の予算を活用することとしています。 ご提案の異常気象の対応については、<u>受注者の責めに帰さないため、柔軟に対応するものであり、「P15」に以下のとおり「参考事例」及び「ポイント」について、追加しました。</u> (参考事例) <u>工事現場周辺でも被害が発生した記録的な大雨により、不稼働日が想定を大幅に上回り、受注者から工期延長の請求を受けたが、協議を円滑に進められなかった。</u> (ポイント) <u>受注者から実施工程表の提出を受けた際には、その内容(クリティカルパス等)をよく確認のうえ承諾する。施工期間中、受発注者間において実施工程表を基に工事の進捗を確認し、遅れが生じている場合は、その要因、以降の工程への影響等について情報共有を図り、工期延長が必要となる可能性を早く把握できるようにする。</u> また、「P21の第4 工期の変更」の事例のように「設計変更や工期の変更」を検討するものとしています。 また、発注者は、予算上の制約についても必要な手続を行うものとし、「P10の第2 2. 工事発注準備段階(2)」の事例のように「債務負担行為を活用」することを示しています。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答	
51	8	P13	改訂案p13 3.入札契約 段階(2)	参考事例:.....工期の短縮の提案を求め採用したが、工事中に事故が発生し、工事の完成が遅延した。	「参考事例:.....工期短縮の提案を求め採用したが、実際には工期短縮の効果のない提案であり、工期を間に合わせるため、突貫工事あるいは職人の大量投入となり、そうした無理な工事体制が続くことで、工事中の事故が発生し、工事の完成が遅延した。」に修正	工期短縮の技術は、工事の施工性・生産性を向上させる高度な技術の、成果の一つである。事故発生の要因が工期短縮案にあるとする原文はミスリードであり、工期短縮技術と事故発生に直接的な因果関係はない。むしろ、適切な工期短縮案は、生産性を向上させ、現場に従事する職人を減らすことから、事故の発生を抑制する効果がある。	日本建築士会連合会	○一部修正	ご提案を踏まえ一部修正します。 「適切な工期設定」を確保するための対応であるため、工期短縮に係る提案は求めないとしています。事例については、品質、安全面の整理として次のように修正します。 「(参考事例) 総合評価落札方式において、工期短縮の提案を求め採用したが、品質や安全面の検討が不十分であったため、工法の再検討により、工事の完成が遅延した。(ポイント) 適正な工期設定により工事発注を行う必要があり、品質や安全面の問題が生じることにつながるおそれもあることから、工期短縮に係る技術提案は求めない。」に修正します。 なお、生産性向上技術は、建設業の「働き方改革」を進める上で、「適切な工期設定」を確保しつつ、担い手確保を踏まえて対応するものと理解しています。適切な品質、安全を確保のうえ、生産性向上技術を実施した結果、工期短縮が図られることを否定するものではありません。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
54	9	P13	改訂案p13 3.入札契約 段階(2)	ポイント:品質や安全面における問題が生じる可能性があるため、工期短縮に係る技術提案は求めない。	「ポイント:品質や安全面における問題が生じる可能性がある工期短縮の提案は認めない。品質や安全性を向上させ、かつ、工期が短縮できる生産性向上提案を求める。」に修正	良質な工期短縮提案は、生産性を向上させ、労務を削減し、安全性を向上させる。将来的には、ロボットなどによる自動施工提案には、特にこうした要素が入っており、建設業の技術力向上のためにも、工期短縮の技術提案は必要である。	日本建築士会連合会	ご提案を踏まえ一部修正します。 「適切な工期設定」を確保するための対応であるため、工期短縮に係る提案は求めないとしています。事例については、品質、安全面の整理として次のように修正します。 「(参考事例) 総合評価落札方式において、工期短縮の提案を求め採用したが、品質や安全面の検討が不十分であったため、工法の再検討により、工事の完成が遅延した。」(ポイント) 適正な工期設定により工事発注を行う必要があります、品質や安全面の問題が生じるにつなげるおそれもあることから、工期短縮に係る技術提案は求めない。」に修正します。 なお、生産性向上技術は、建設業の「働き方改革」を進める上で、「適切な工期設定」を確保しつつ、担い手確保を踏まえて対応するものと理解しています。適切な品質、安全を確保のうえ、生産性向上技術を実施した結果、工期短縮が図られることを否定するものではありません。
61	10	P14	改訂案p14 4.施工段階 (1)	ポイント:工事の進捗に応じて、遅滞なく設計意図の伝達が行われるよう、設計意図伝達に係る検討・調整に要する時間について考慮しつつ、設計者、受注者、工事監理者及び施設管理者との調整を適切に図ることが必要である	「ポイント:工事の進捗に応じて、遅滞なくかつ正確に設計意図が伝達されるよう、設計意図伝達に係る検討・調整に要する時間、伝達内容について考慮・検討し、工事監理者が中心となって、発注者、設計者、受注者、工事監理者及び施設管理者との調整を適切に図ることが必要である。特に、工事着手前に、使用材料、納期、最遅決定時期等に関する工程表(もの決め工程表)を作成し、関係者間で共有することは有効である。」に修正	設計者の意図が正しく伝わること(発注者要件、決定事項、未決定事項、検討中事項、作図中、設計者の思想等)が、設計図書を理解し、正しい総合図作成に至るための手順となる。 さらに、もの決め工程により、いつまでに何を決定しないと工期に影響があるのかを関係者が共有し、同じ意識下で検討と作業を進めることが重要である。	日本建築士会連合会	ここでは、発注者が行うべきこととして、発注者、設計者、工事受注者等の調整により、設計者による設計意図伝達が適切に行うことができる期間を確保し、「適切な工期設定」を確保するための事例及びポイントとしています。 また、設計意図伝達は、発注者が、工事関係者と調整した上で、設計者が責任を持って行えるようにすることが必要と認識しています。 このことから現行どおりにさせていただきます。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答	
63	11	P14	改訂案p14 4.施工段階 (1)	基本的考え方:.....ワンデーレス ポンスの実施に努める。	「基本的考え方:.....クリアーレス ポンス(プロミスレスポンス)の実 施に努める。」に修正	受注者にとって、その日のうちの回答よりも「確実な 回答」「明確な回答」の方が重要である。あいまいな 内容であったり、後日変更したり、〇〇を参照とした 参照先がわかりにくい(あるいは無い)ような回答で は、確実な施工につながらない。 タイミングは、約束通り(期限通り)の回答が必要であ り、そのため、もの決め工程の活用が重要である。	日本建築 士会連合 会		回答は確実に回答するものを意図していますが、全体 を通して「確実に」等の表現を省略していますので、現 行どおりにさせていただきます。
67	12	P15	改訂案p15 4.施工段階 (2)	ポイント:設計変更に当たっては、 実施工程表に遅れが生じないよう 実施する必要がある。また、設計 変更に伴い実施工程表に影響が ある場合はには、設計変更ガイド ラインを参考として、工期延期を検 討する	「ポイント:原則設計変更は行わな い。やむを得ない設計変更に向 たっては、工程に遅れが生じない よう実施するか、工期延長を検討 する。 そのため、工事中に設計変更が 生じないよう、発注者は関係者間 の意思決定の手順や仕組みなど を構築し、要求事項の早期決定に 努める必要がある。」に修正	設計変更は、最も多い工期遅延の要因であり、想定 外の問題(既施工部位の修正、各種事故、環境負荷 増大等)を引き起こす諸悪の根源と認識する必要がある。 着工までに工事にかかわるすべてを決定しておくこと で、最も効率かつ安価で高品位な建物が施工でき る。そのため、様々な検討は、フロントローディングを 行い、従来よりも前倒しにした取組が必要である。	日本建築 士会連合 会	○ 一部 修正	ご提案の「原則設計変更は行わない。」は、設計図書間 の不整合がないように取り組むものであると認識してい ます。 ここでは、設計変更がある場合においても工期の進捗 を踏まえて対応することの事例を示していますが、次の とおり修正します。 「設計変更は、 実施工程表を踏まえて受発注者の間で 協議を行い、実施 する必要がある。また、・・・」に修正し ます。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答	
72	13	P16	改訂案p16 4.施工段階 (3)	ポイント:一つの工事現場で分離発注された工事が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、各工事間の施工手順、進捗状況等を把握し、各工事の受注者の協力のもと必要な調整を適切に実施する。	「ポイント:……適切に実施する。また、分離発注された工事間の情報の整合性を取るためには、総合図を作成することも有効である。(参考:建築士会連合会発行「総合図作成ガイドライン)」を追記	工事が分離発注された場合、各工事間の調整を取るのには膨大な打ち合わせと、情報の共有が必要である。営繕工事の生産性工事に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化(概要)H30年3/23にも参考提示されている	日本建築士会連合会	○一部修正	ここでは、発注者が行うべきこととし、施工手順、進捗状況の把握、各工事間の調整を行い、適正な工期を確保することとしています。 ただし、各工事間の情報共有と調整は重要であることから、ご提案を参考に次のとおり修正します。 「(参考事例) 建築、電気設備、機械設備の分離発注工事における建築工事の工程変更について、設備工事の施工業者に情報共有が行われおらず、予定していた設備工事を行うことができない期間が発生し、工事の完成が遅延した。 (ポイント) 一つの工事現場で分離発注された複数工事が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、各工事間の施工手順、進捗状況等を把握するとともに、各工事の受注者へ情報を共有※1し、各工事の受注者の協力のもと※2必要な調整を適切に実施する。」※1情報通信技術等の活用含む。※2(受注者は)別契約の施工上密接に関連する工事については、(各工事受注者は)監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努めることとしている。(公共建築工事標準仕様書1.1.7 より)」に修正する。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
85	14	P17	改訂案p17 1.共通事項 (抜粋)(1)	ポイント:多雪・寒冷地域の場合、……工期設定となっているか確認する。	「ポイント:……確認する。さらに、例年と異なる異常気象で極端な多雪、寒冷になるときもあり、必要に応じて工期延伸も検討する。」を追記	従来からの工期厳守の文化により、多雪・寒冷期の無理な施工から品質事故が発生する。施工に適切な時期を定めるとともに、異常気象時には工期を延長する柔軟な工期設定を検討する必要がある。全天候施工の技術もあるが、十分なコストを考慮しなければ不十分な対応となりかねないことにも注意する。	日本建築士会連合会	P15 参考事例及びポイント他 ここでは、地域特性に応じた適切な工期設定についての事例及びポイントを紹介しています。 ご提案の異常気象の対応については、受注者の責めに帰さないため、柔軟に対応するものであり、 「P15」に以下のとおり「参考事例」及び「ポイント」について、追加しました。 「(参考事例)」 工事現場周辺でも被害が発生した記録的な大雨により、不稼働日が想定を大幅に上回り、受注者から工期延長の請求を受けたが、協議を円滑に進められなかった。 「(ポイント)」 受注者から実施工程表の提出を受けた際には、その内容(クリティカルパス等)をよく確認のうえ承諾する。施工期間中、受発注者間において実施工程表を基に工事の進捗を確認し、遅れが生じている場合は、その要因、以降の工程への影響等について情報共有を図り、工期延長が必要となる可能性を早く把握できるようにする。」 また、具体的に異常気象の対応は記載していませんが、「P21の第4 工期の変更」の事例のように対応するものとさせていただきます。
96	15	P18	改訂案p18 1.共通事項 (抜粋)(3)	記載なし	「参考事例:工事の工程が地元の祭りに重なることが分かっていたが、交通規制程度と考えていたら、その地域では重要なお祭りで、地元出身者等が現場に来ないことが判明した。協議の結果、祭りの期間、現場を完全に閉鎖することになり工期が遅延した。 ポイント:地域限定の行事や、近隣イベントなどが工事に多大な影響を与えることがある。そうした行事は、近隣対策の一環ととらえ、必要な工期への対応を行う必要がある。」を追記	建物は、コミュニティの存在する土地に建設されるものであり、地元との関係性なくしていい建物はできない。事前に建設地がもつ情報を確実に調査・把握し、工程にも配慮することで、良い建設ができるようになる。	日本建築士会連合会	※ P4 下段で対応 ご提案の地域のコミュニティ行事も一つの事例と考えていますが、現行の事例を参考に対応して頂きたい。 なお、「P4の下段」に参考事例とポイントの取扱いについて、以下のとおり追記させて頂きましたので、ご理解を頂きたい。 「◆防止のため注意すべきポイント」の文末に、 (※参考事例及びその他類似の事例においても対応していただくよう整理している。) を追記しました。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答	
103	16	P20	改訂案p20 1.共通事項 (抜粋)(11)	ポイント:.....適正な工期設定となっているか自ら確認できない場合は、必要に応じて外部機関や広域的な連携の仕組みを活用する。.....	「補足:日建連で提供する「建築工事適正工期算定プログラム」もあるので参考にする」を追記	本プログラムは、全ての建築に適用できていないが、日建連加盟会社のノウハウを取り入れて作られたもので、適正な工期を一定の基準で評価することが可能なプログラムになっている。	日本建築士会連合会	○一部修正	ご提案の日建連「工期算定プログラム」は、P4の下段「 <u>適切な工期設定に役立つ参考資料</u> 」にP23ページの内容を追加し、P22及びP23と整合させていただきます。